

(別紙)

開発行為許可申請（法第29条第1項、第2項）に係る申請手数料

開発区域の規模	自己の居住用	自己の業務用	その他（非自己用）
0.1 ha 未満	9,400円	14,000円	94,000円
0.1 ha 以上 0.3 ha 未満	23,000円	33,000円	140,000円
0.3 ha 以上 0.6 ha 未満	47,000円	70,000円	210,000円
0.6 ha 以上 1.0 ha 未満	94,000円	130,000円	280,000円
1.0 ha 以上 3.0 ha 未満	140,000円	220,000円	420,000円
3.0 ha 以上 6.0 ha 未満	190,000円	290,000円	550,000円
6.0 ha 以上 10.0 ha 未満	230,000円	370,000円	710,000円
10.0 ha 以上	330,000円	510,000円	950,000円

注 上記内容は「香川県使用料、手数料条例(平成12年4月1日改正)」に基づくものであり、条例改正により手数料金額等が変わることがありますので注意してください。